

寒川学校給食センター条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第3号

寒川学校給食センター条例

寒川学校給食センター条例（令和5年寒川町条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、寒川学校給食センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 寒川町立小学校及び中学校における安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るとともに町民の食育の推進を図るため、寒川学校給食センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寒川学校給食センター	寒川町宮山4018番地

（開館時間）

第3条 寒川学校給食センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 寒川学校給食センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に

開館し、又は開館日に休館することができる。

(使用の許可等)

第5条 寒川学校給食センター内の食育ホール（以下「食育ホール」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 学校給食に対する理解促進又は食育に関する活動を主たる目的としていること。
- (2) 5人以上の構成員及び満18歳以上の代表者を有すること。
- (3) 構成員のうち3分の2以上の者が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者であること。

2 食育ホールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 寒川学校給食センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、寒川学校給食センターの管理運営に支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、食育ホールの使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」と

いう。)が次の各号のいずれかに該当する場合、食育ホールを公用又は公共の用に供する必要が生じた場合その他教育委員会が特に必要があると認める場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) 条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 使用団体は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用団体は、使用が終わったときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用団体は、寒川学校給食センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
使用料の額	4,000円	4,000円